

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

洞爺湖町議会令和 3 年 1 2 月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 2 9 号	洞爺湖町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の制定について
議案第 3 0 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
議案第 3 1 号	洞爺湖町税条例の一部改正について
議案第 3 2 号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 3 3 号	財産の取得について（避難所用パーテーション）
議案第 3 4 号	工事委託協定の変更について（洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事）
議案第 3 5 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 3 6 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 7 号	令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 宮 崎 泰 人
昭和 年 月 日生

令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 七 戸 朝 子
昭和 年 月 日生

令和3年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 五十嵐 優 子
昭和 年 月 日生

令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 加賀谷 真由美
昭和 年 月 日生

令和3年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第29号

洞爺湖町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の制定について

洞爺湖町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例を次のように定める。

令和3年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例

(徴収の根拠)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項の規定に基づき、洞爺湖町における北海道営土地改良事業（以下「道営事業」という。）の分担金を徴収する場合及び法第91条の2第1項の規定に基づき、道営事業に係る特別徴収金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

(分担金の額及び基準)

第2条 前条の規定による分担金の額は、毎年度北海道知事（以下「知事」という。）が定めた額を超えない範囲内において町長が定める。

2 前項の分担金の基準は、当該道営事業についてその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案し、町長が定める。

(納付義務者)

第3条 前条の規定により算出した分担金は、当該道営事業によって利益を受ける者で、その事業施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者（以下「3条資格者」という。）及び法第91条第3項の農林水産省令で定める者から徴収する。

(特別徴収金)

第4条 第1条の特別徴収金は、知事が北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年北海道条例第73号。以下「道条例」という。）第3条第1項の規定により指定した道営事業でその特別徴収金の徴収の対象となった土地につき3条資格者から徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、道条例第3条第2項の規定により知事が定めた額及び町が負担した額の合計額の範囲内において、当該道営事業ごとに町長が定める額とする。

3 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

(徴収の方法及び時期)

第5条 分担金又は特別徴収金の賦課及び徴収時期については、当該年度内においてそのつど町長が定める。

2 分担金又は特別徴収金は、町長の発する納入通知書により納入しなければならない。

(納期日の変更及び減免等)

第6条 天災等により、分担金の納付が困難となった受益者につき町長が止むを得ない事由があると認めたときは、その申し出により納期日の変更、減額若しくは徴収を猶予することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第20号）の一部を次ように改正する。

第1条の2中「場合」の次に「若しくは職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合」を加える。

第2条中第4項を第5項とし、第3項中「第1項」を「第1項及び前項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者が法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合に限るものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第 31 号

洞爺湖町税条例の一部改正について

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町税条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 62 条第 3 項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 31 条による」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において振興すべき業種として定める製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の洞爺湖町税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 3 条及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げ

る世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 600円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2,000円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第10項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第11項、第12項及び第14項から第21項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第10項から第12項まで及び第14項から第21項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 39 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 避難所用パーテーション |
| 2 | 数 量 | 400 張 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 11,132,000 円 |
| 5 | 取得先 | 虻田郡洞爺湖町本町 157 番地
福島文具店
福 島 良 一 |

議案第 3 4 号

工事委託協定の変更について

工事委託協定を次のように変更する。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

令和 2 年 6 月 1 7 日に議決された議案第 7 号、洞爺湖町公共下水道虻田下水
終末処理場他の建設工事委託の協定金額中「金 4 7 0, 0 0 0, 0 0 0 円」を
「金 4 1 8, 7 1 0, 0 0 0 円」に改める。

議案第 35 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 91,344 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,665,789 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び負担金		71,086	△ 3,538	67,548
	1. 分 担 金	26,569	△ 3,538	23,031
15. 国庫支出金		711,660	73,158	784,818
	1. 国庫負担金	310,277	19,758	330,035
	2. 国庫補助金	391,406	53,400	444,806
16. 道支出金		411,056	9,578	420,634
	1. 道負担金	191,362	9,377	200,739
	2. 道補助金	205,590	201	205,791
17. 財産収入		23,930	441	24,371
	2. 財産売却収入	5,003	441	5,444
18. 寄 附 金		108,000	42,371	150,371
	1. 寄 附 金	108,000	42,371	150,371
19. 繰 入 金		356,548	△ 6,609	349,939
	1. 繰 入 金	356,548	△ 6,609	349,939
21. 諸 収 入		73,038	△ 3,257	69,781
	5. 雑 入	54,999	△ 3,257	51,742
22. 町 債		656,930	△ 20,800	636,130
	1. 町 債	656,930	△ 20,800	636,130
歳 入 合 計		7,574,445	91,344	7,665,789

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		60,768	△ 2,178	58,590
	1. 議 会 費	60,768	△ 2,178	58,590
2. 総 務 費		797,751	39,567	837,318
	1. 総 務 管 理 費	763,218	39,391	802,609
	3. 戸籍住民基本台帳費	17,977	176	18,153
3. 民 生 費		1,539,967	43,712	1,583,679
	1. 社 会 福 祉 費	1,009,714	33,059	1,042,773
	3. 医 療 助 成 費	239,117	3,000	242,117
	4. 児 童 福 祉 費	155,533	4,694	160,227
	5. 保 育 所 費	135,412	2,959	138,371
4. 衛 生 費		453,710	16,395	470,105
	1. 保 健 衛 生 費	166,963	11,604	178,567
	2. 環 境 衛 生 費	21,032	550	21,582
	4. 清 掃 費	262,420	4,241	266,661
6. 農 林 水 産 業 費		219,076	309	219,385
	1. 農 業 費	168,439	△ 82	168,357
	2. 林 業 費	11,869	391	12,260
7. 商 工 費		321,168	△ 27,864	293,304
	1. 商 工 費	67,306	△ 1,680	65,626
	2. 観 光 費	253,862	△ 26,184	227,678
8. 土 木 費		1,269,833	5,884	1,275,717
	1. 土 木 管 理 費	31,338	2,232	33,570
	2. 道 路 橋 梁 費	447,716	1,611	449,327
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	377,560	2,041	379,601

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教 育 費		410,371	6,359	416,730
	1. 教 育 総 務 費	111,037	3,661	114,698
	2. 小 学 校 費	62,485	5,235	67,720
	3. 中 学 校 費	71,429	6,440	77,869
	4. 社 会 教 育 費	96,155	△ 4,925	91,230
	5. 保 健 体 育 費	69,265	△ 4,052	65,213
12. 給 与 費		1,103,509	△ 7,000	1,096,509
	1. 給 与 費	1,103,509	△ 7,000	1,096,509
13. 予 備 費		61,556	△ 35,606	25,950
	1. 予 備 費	61,556	△ 35,606	25,950
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		110,257	51,766	162,023
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	110,257	51,766	162,023
歳 出 合 計		7,574,445	91,344	7,665,789

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
洞 爺 駅 エレベーター 整備事業	99,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。 ただし、町財 政の都合に より措置期 間及び償還 期限を短縮 し、もしくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	93,000	同左	同左	同左
土間体育館 長寿命化 修繕事業	9,800	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
財田自然 観 察 道 整備事業	7,100	同上	同上	同上	2,800	同上	同上	同上

議案第 36 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

議案第 37 号

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,558 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 931,830 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-22-

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	173, 100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。 ただし、町財 政の都合に より措置期 間及び償還 期限を短縮 し、もしくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	161, 300	同左	同左	同左